

意見書を提出します

6月定例会には、6件の意見書案が提出され、質疑討論の後、1件の意見書案が採択されました。採択された意見書は衆・参両院議長や内閣総理大臣等に提出されます。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

政府・与党では永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ません。

したがって、日本国民ではない永住外国人に対する地方参政権付与には反対します。国会及び政府においては法案を提出することのないよう強く求めます。